

【はじめに】  
この書類は、提出を省略することができます。提出しない場合は、名護市が作成を代行します。

利用する施設によって、この様式は異なります。施設を確認して記入してください。

【計算例】  
この場合、10月入園となるため、6か月で割った金額となる。  
30,000円÷6か月=5,000円  
※10円未満は切り捨て。

在籍する園で預かり保育事業を利用した場合に記入する。

認可外保育施設の利用料が無償化の対象となるのは、在籍する幼稚園などの保育提供時間が十分でない場合のみ。  
※対象となるかどうか園にご確認ください。

認可外保育施設が対象になる場合は、裏

記入例

請求日 令和2年1月11日

名護市子育てのための施設等利用費計算書  
幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の利用者用

1. 認定子ども及び請求金額

氏名	名護 太郎	請求額	87,960 円
生年月日	平成28年5月1日	認定区分	第2号
認定期間	R1.10.5 ~ R2.1.31		

2. 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校の利用料等

施設名称	〇〇幼稚園	入園日	令和元年10月8日			
施設区分	<input type="checkbox"/> 国立大学附属幼稚園 <input type="checkbox"/> 国立大学附属特別支援学校幼稚部 <input checked="" type="checkbox"/> その他	入園料 (a)	30,000 円			
在籍期間	令和元年10月8日～ 年 月 日 (6 ヵ月)					
利用年月	今年度分の支払った入園料の月額換算額 (b=a/在籍月数)	支払った月額利用料 (保育料) (c)	支払額合計 (d=b+c)	月額上限額 (e) ※1	請求済みの施設等利用費 (f)	請求額 (g) (dとe-fのうち小さい方)
R1年10月	5,000 円	20,000 円	25,000 円	15,420 円	円	15,420 円
R1年11月	5,000 円	30,000 円	35,000 円	25,700 円	円	25,700 円
R1年12月	5,000 円	30,000 円	35,000 円	25,700 円	円	25,700 円

※1 月額上限額は25,700円 (国立大学附属幼稚園は8,700円、国立大学附属特別支援学校は400円)です。  
ただし、月の途中から利用を開始する場合は、月額上限額×認定日後の最初の利用日以降の平日開所日数÷その月の平日開所日数となり、月の途中で利用を終了する場合は、月額上限額×最後の利用日までの平日開所日数÷その月の平日開所日数となります。

【月額上限額の算定】	月額上限額	利用中の開所日数	その月の開所日数	月額上限額 (e)
利用開始の月 (R1.10月)	25,700 円	12 日	20 日	15,420 円
利用終了の月 ( 月 )	円	日	日	円

3. 在籍園の預かり保育事業の利用料等

利用年月	在籍園の預かり保育事業				月額上限額 (k) ※2	請求済みの施設等利用費 (l)	請求額 (m) (jとk-lのうち小さい方)
	施設に支払った金額 (h)	利用日数	対象額 (i) (450×利用日数)	hとiの金額の低い方を記入 (j)			
R1年10月	2,000 円	4 日	1,800 円	1,800 円	11,300 円	円	1,800 円
R1年11月	0 円	0 日	0 円	0 円	11,300 円	円	0 円
R1年12月	6,000 円	12 日	5,400 円	5,400 円	11,300 円	円	5,400 円

※2 月額上限額は、法第30条の4の認定区分が第2号の場合は11,300円、第3号の場合は16,300円です。

4. 認可外保育施設等(※3参照)の利用料等

利用年月	認可外保育施設等に支払った金額 (n)	月額上限額 (o) ※4	請求済みの施設等利用費 (p)	請求額 (q) (nとo-pのうち小さい方)
R1年10月	10,000 円	9,840 円	円	8,040 円
R1年11月	2,000 円	11,300 円	11,300 円	0 円
R1年12月	7,000 円	11,300 円	円	5,900 円

※3 「認可外保育施設等に支払った金額」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみ対象となります。

※4 月額上限額は、法第30条の4の認定区分が第2号の場合は11,300円、第3号の場合は16,300円です。  
ただし、月の途中から認定を受けた場合は、月額上限額×認定日以降のその月の日数÷その月の日数となり、月の途中で認定が終了する場合は、月額上限額×認定終了日までのその月の日数÷その月の日数となります。

【月額上限額の算定】	月額上限額	その月の認定期間	その月の日数	月額上限額 (o)
認定開始の月 (R1.10月)	11,300 円	27 日	31 日	9,840 円
認定終了の月 (R2.1月)	11,300 円	31 日	31 日	11,300 円

裏面に続く

在籍中の場合、在籍期間の終わりは記入しない。

在籍期間の月数を記入する。在籍中の場合、年度末までの月数を記入する。

月額上限額は、※1を参照して記入する。ただし、月の途中から入園した場合は、下のとおり計算が必要となる。

月額上限額：※1を参照して記入  
利用中の開所日数：  
入園日も含めたその月の園の開所日数を記入 (お子さんが休んだ日も含めること。)

その月の開所日数：  
開所日数は園に確認すること。  
月額上限額：10円未満切り捨て

認可外保育施設等の請求額は、在籍園の預かり保育事業の利用料の請求額 (m) を控除することに注意。

月額上限額は、※4を参照して記入する。ただし、月の途中から認定を受けた場合は、下のとおり計算が必要となる。

月額上限額：※4を参照して記入  
その月の認定期間：  
この例の場合、10月5日に認定を受けたので、5日～31日までの27日間となる。